

## 開催報告

# 訪問介護事業所管理者研修会

～介護保険改定の影響と管理者に求められる経営の理解～

日時：2012年7月24日 10:30～16:30  
会場：東京都生協連会館  
受講生：23名  
共催：東京都生協連 高齢者福祉事業推進連絡会  
東京都生協連 医療部会

訪問介護事業所管理者は…  
訪問介護事業を行うにあたり、利用者・ホームヘルパー・ケアマネージャーとの調整などのマネジメントを行うほか、法制遵守を管理する大切な役割があります。



2012年4月からの介護保険法の訪問介護関連の改定では、生活援助の時間区分が短縮され、それに伴って経営的な影響を受けた事業所も少なくないといわれます。介護の現場では利用者へのサービスを低下させないことと経営への影響を悪化させないための対応で、混乱も生じたことと思います。

今改定により利用者や事業所にみられる影響と、管理者としての対応を学び、給付管理から見える実情や日常的な課題などの経験交流を通して、今後の事業所運営に活かせるよう、「訪問介護事業所管理者研修会」を開催しました。



司会の井上さん



講演「**介護保険改定の影響と今後の取り組み**」  
～利用者・介護事業に与える影響とその対応～

講師 **齊藤 恵子氏** 東京保健生活協同組合 介護事業部長

今回の改定の基本的な考え方は・・・平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などへの対応が求められる。また「社会保障・税の一体改革成案」の第一歩で「2025年のあるべき医療・介護の姿」を念頭におくことが必要。こうした状況や介護職員の処遇改善等を踏まえ、全体で1.2%の介護報酬改定を行うというものである。

基本的な視点は・・・高齢者の尊厳保持と自立支援という介護保険の基本理念を推進するため①地域包括ケアシステムの基盤強化②医療と介護の役割分担・連携強化③認知症にふさわしいサービスの提供という基本的な視点に基づき、各サービスの報酬・基準について見直された。

地域包括ケアの実現に向けた新たなサービスの導入と施策提案では・・・「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」「複合型サービス」「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設や訪問介護やりハビリテーションの強化などである。その圏域はおおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区を基本としており、これは都会型プランで、地域の実情は考えられておらず地域一律で行うのは難しいし、今までの予防介護の人たちが制度から外れる場合もある。また、2025年には高齢者人口がピークを迎え特に都市部では急速に高齢化になり、今後は在宅医療の必要性が高まり、在宅での看取りが必要とされる。「入院から在宅へ」「医療から介護へ」転換する。

利用者や家族がもめている地域包括ケアは・・・24時間365日対応、医療と連携したターミナルや認知症への対応など、誰もが住み慣れた地域で最後まで暮らせること。

訪問介護事業所としての課題は・・・経営の安定やサービスの向上、法令遵守など。

居宅介護支援事業所の課題は・・・利用者・介護者の暮らしを支える視点を持つケアマネージャーの育成や居宅介護支援報酬で成り立つ経営にしていこうことなど。

私たちが取り組む課題は・・・地域区分・加算要件・時間区分などマイナス改定の要素が目立つが、①利用者の暮らしを支える視点でサービス計画を見直す②プラス思考で改定対策に取り組む③介護事業所では改定に対応するサービス提供の検討などとともに、人材育成・確保・変則勤務などの体制を強化し、利用者も事業所も犠牲にしない事業の転換が必要。次期改定に物申せる実践をしていきましょう。



# グループにない経験交流をしました



## 介護保険改定により利用者と事業所はどんな影響を受けているか ～改定後の実情と課題について～

グループワークでは、日常的な課題から3つのポイントを中心に経験交流をしました。以下 おもな内容。



### ◆2012年4月以降の介護報酬請求での特徴

- ・生活援助が60分から45分になり、サービス時間・回数が減少。
- ・処遇改善加算が加わる。
- ・単位数の変動に伴い、システム上で困惑。 など



### ◆利用者にもられる影響

- ・時間が短縮された分、今まで通りの援助ができなくなった。
- ・家族の協力を得られるようになった。
- ・利用者に対する自立支援を提案し、成功事例ができた。
- ・処遇改善加算が介護報酬に含まれたので、利用者負担増になった。
- ・痰吸引などの医療行為をヘルパー全員が可能になるようなイメージを持っている。
- ・制度の変更についてわからなかったり、納得してもらえない。
- ・ゆっくりと会話をする時間がなくなった。
- ・生活のリズムが変わり困惑している。 など

### ◆改定に伴って対応した内容

#### 《ヘルパーへの対応》

- ・法改定について、全ヘルパーへ周知徹底した。
- ・処遇改善加算を給与に加算するようになった。
- ・ヘルパーの賃金の見直しを行った。
- ・ヘルパーのサービス時間の調整を行った。

#### 《利用者への対応》

- ・法改定についてお知らせや説明、契約書の再交付。
- ・サービス（介護計画）の見直し。

#### 《その他の対応》

- ・祝日開室をする予定。
- ・特定事業所加算の取得。 など



グループで経験交流した内容を発表しました



### 受講生のアンケートより

#### 《講演を聴いて》

- ・今回の改定が利用者や介護者にとっても、制度が良くなったとは思えない。自分たちは何ができるのか、もっと話し合っていこうと思う。
- ・今後も私たちの仕事は、人を支えている大切な仕事だということを再確認した。
- ・制度の基におかれた立場で、在宅の重要性を改めて考えさせられた。
- ・地域包括ケアも重要な位置づけになることを学ぶことができた。

#### 《グループワークでの経験交流を通して》

- ・弱者に強い介護保険であるためには、これは違うと思うことには疑問を持ち、声に出して発信していく必要があることを学ぶことができた。
- ・他事業所の工夫をいろいろ聞くことができ参考になった。
- ・今後の訪問介護、福祉事業の方向性をしっかりと考えていきたいとあらためて思った。



生活援助の時間区分の見直しにより、介護計画を見直すことも大切。利用者ができる事もたくさんあるので、自立できる支援のための会話はたくさんできるとよいし、家族に負担をかけない程度に、家族のできることをみつけていくなど、マイナスだけを見るのではなく良かったこと探しができるとうい。

また、若い人にとっても魅力ある仕事として訪問介護を選んでもらえるようにしたい。一定の報酬が得られ、事業が安定し働く人も安心して働けるよう、特定事業所加算を取る努力もしていきましょう。



まとめをする  
講師の齊藤氏